

古文書を読む会学習記録

作成日 平成26年2月14日

開催日	平成26年2月13 日	時 間	10:00～12:00
場 所	金沢公会堂3号室	出席人数	12 名
講 師	真田雅行氏	作成者	伊達一雄
テーマ	宿村 布川家文書②		
概 要	<p>前回に引き続き、天保14年の宿村の「御用留」から水野越前守より出された「諸国人別改」などのお触れを書きの写しを読む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 近年、江戸に入り込み裏店などに住みついている者がいる。中には妻子もないのにずっと住んでいる者がいるが、そういう者たちは早く村方へ呼び戻すこと。役人共はこのことを心得て農業に励むよう諭し、村方人別相減不申様精々心附可申候＝百姓の江戸への流入を禁じ、村方人別を減らさないよう気をつけることが大事だと言っている。1. 普段、御用の印を持つ町人や百姓が、上納物にことよせて売り物を船に乗せ、お上の御威光で運んでいると聞く。今後万が一自分の荷を積んで紛らわしいことをしないよう御用品を納める者も川の船頭も必ず守るように。1. 関八州で禁制の鉄砲を隠し持ったり打ったりした者について、今後は合薬や塩硝等の商い、百姓への売渡しをした場合は、住所や売り高を帳面につけ奉行所から尋ねられた節は差し出すように、もし背いたら沙汰があるものと心得よ。1. 家作について先年よりお触れが出ているが段々ゆるんできて、外見が質素でも却って手間をかけて茶席のような普請もあると聞くが、奢多僭上(ともに贅沢の意)之儀不埒之至二候。従って、当6月を限り質素な家作に改めるように。町家に不似合不相応な家作は残らず引き直すように。捨て置いた場合は、見分の者を遣って吟味し嚴重な罰を申し渡す。1. 百姓家でも農家でも、身分不相応な家作や、物好きの家作は田畑を耕すのを怠慢にて風俗が退廃する原因にもなる。但し引き直しの時期は農事の暇を考慮して当12月中とする。これは町奉行所、御領は奉行、御代官預所、私領は領主・地頭や寺社領へ嚴重に申し付けるように。1. 江戸城周辺は幕府領とする。埼玉郡の内1064石余所有の者は幕府領とする。代替地は追って通告する。詳細は勘定奉行に申し渡すので交渉のことこれらを見れば、老中水野越前守忠邦の「天保の改革」は、社会全般に奢多を禁じ、質素儉約に励むことで風俗を正し、更に江戸城等周辺を幕府領とする上知令を布告して海防に務めたことが分る(但しこれは失敗した)。		
次回予定	平成26年2月27日(木)10:0012:00～ 於:金沢公会堂3号室 第二学習 江戸時代の絵島生島事件②		